

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新
<p>第3章 協定の締結手続き等            第6節の2 当社の光回線設備との接続に関する手続き            (光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)            第34条の4            1～13 (略)</p>	<p>第3章 協定の締結手続き等            第6節の2 当社の光回線設備との接続に関する手続き            (光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)            第34条の4            1～13 (略)</p> <p>14 <u>当社は、1の光配線区域内で協定事業者が接続する光局外スプリッタの収容上限まで光信号分岐端末回線を収容していない場合は、当該スプリッタに光信号分岐端末回線を収容するものとします(収容の判断は、第2項に規定する提供可能時期に係る情報を回答する際又は第5項に規定する当社の準備が整う時期に係る情報を通知する際に行うものとします。)</u>。ただし、次の各号に定める場合を除きます。</p> <p>(1) <u>光局外スプリッタを収容する端子函又は光局外スプリッタの制限により、当該スプリッタへ新たな光信号分岐端末回線を収容できない場合</u>            (2) <u>電柱の支障移転等により、光局外スプリッタの撤去が予定されている場合</u>            (3) <u>電柱の土地所有者等の要望により、接続する光信号分岐端末回線に係る工事を当該電柱において行えない場合</u>            (4) <u>接続申込者から要望がある場合</u>            (5) <u>その他当社の業務運営上支障がある場合</u></p> <p>15 <u>協定事業者は、当社が前項に規定する収容を行っていなかった場合は、当社に対し、収容上限まで光信号分岐端末回線を収容するよう求めることができるものとします。</u></p>
<p>第10章 料金等            第2節 接続料金の支払義務            (定額制の網使用料の支払義務)            第64条            1～3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(網改造料の支払義務)            第66条            1～4 (略)</p> <p>5 前各項の場合において、支払義務に関する取扱いは、第64条(定額制の網使用料の支払義務)第3項及び第4項を準用することとし、同条第3項中「定額制の網使用料」とあるのは「網改造料」と読み替えるものとします。</p>	<p>第10章 料金等            第2節 接続料金の支払義務            (定額制の網使用料の支払義務)            第64条            1～3 (略)</p> <p>4 <u>協定事業者は、第34条の4(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第15項に規定する収容に変更した場合は、当社が同条第14項に規定する収容を行っていなかったことにより生じた光信号主端末回線等の網使用料の支払いを要しません。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>(網改造料の支払義務)            第66条            1～4 (略)</p> <p>5 前各項の場合において、支払義務に関する取扱いは、第64条(定額制の網使用料の支払義務)第3項及び第5項を準用することとし、同条第3項中「定額制の網使用料」とあるのは「網改造料」と読み替えるものとします。</p>

#### 第4節 料金の計算及び支払い

(定額制の網使用料及び網改造料の計算方法)

##### 第69条

1 (略)

2 当社は、第64条(定額制の網使用料の支払義務)第1項第2号若しくは第3号、第2項、第3項又は第66条(網改造料の支払義務)第5項の規定に該当するときに限り、定額制の網使用料又は網改造料について、その利用した暦日数に応じて日割を行います。

この場合において、第64条第3項又は第66条第5項に規定する料金の算定にあたっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。

#### 第16章 雑則

(光回線設備等に係る情報の提供)

##### 第99条の6

1～2 (略)

3 (略)

- (1) (略)
- (2) 光配線区域の外縁に位置している電柱等の座標
- (3) (略)

#### 第4節 料金の計算及び支払い

(定額制の網使用料及び網改造料の計算方法)

##### 第69条

1 (略)

2 当社は、第64条(定額制の網使用料の支払義務)第1項第2号若しくは第3号、第2項、第3項、第4項又は第66条(網改造料の支払義務)第5項の規定に該当するときに限り、定額制の網使用料又は網改造料について、その利用した暦日数に応じて日割を行います。

この場合において、第64条第3項又は第66条第5項に規定する料金の算定にあたっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。

#### 第16章 雑則

(光回線設備等に係る情報の提供)

##### 第99条の6

1～2 (略)

3 (略)

- (1) (略)
- (2) 光配線区域に設置されている全ての電柱等の座標
- (3) (略)

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

2 料金額

2-1 端末回線伝送機能

2-1-1 基本額

2-1-1-1 基本料

月額

区 分				単位	料金額	備考					
(1)~(2) (略)	(略)			(略)	(略)	(略)					
(3) 端 末回線 伝送機 能(第 5条 (標準 的な接 続箇 所)第 1項の 表中第 5欄で 接続す る場 合)	端 末 回 線 に よ り 伝 送 を 行 う 機 能	ア~イ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
							ウ 1 芯式 のもの	(7) 保 守の区 別がタ イプ1 -1の もの	① <u>平成27年4月1日か ら平成28年3月31日ま で適用する料金</u>	1回線 ごとに	第6欄ア(7)①A欄 に規定する料金額
									② <u>平成28年4月1日 以降に適用する料金</u>	1回線 ごとに	第6欄ア(7)①B欄 に規定する料金額
							(イ) 保 守の区 別がタ イプ1 -2の もの	(略)	① <u>平成27年4月1日か ら平成28年3月31日ま で適用する料金</u>	1回線 ごとに	第6欄ア(7)②A欄 に規定する料金額
		② <u>平成28年4月1日 以降に適用する料金</u>	1回線 ごとに	第6欄ア(7)②B欄 に規定する料金額							

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

2 料金額

2-1 端末回線伝送機能

2-1-1 基本額

2-1-1-1 基本料

月額

区 分				単位	料金額	備考					
(1)~(2) (略)	(略)			(略)	(略)	(略)					
(3) 端 末回線 伝送機 能(第 5条 (標準 的な接 続箇 所)第 1項の 表中第 5欄で 接続す る場 合)	端 末 回 線 に よ り 伝 送 を 行 う 機 能	ア~イ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)					
							ウ 1 芯式 のもの	(7) 保 守の区 別がタ イプ1 -1の もの	① <u>平成28年4月1日か ら平成29年3月31日ま で適用する料金</u>	1回線 ごとに	第6欄ア(7)①A欄 に規定する料金額
									② <u>平成29年4月1日か ら平成30年3月31日ま で適用する料金</u>	1回線 ごとに	第6欄ア(7)①B欄 に規定する料金額
							(イ) 保 守の区 別がタ イプ1 -2の もの	(略)	③ <u>平成30年4月1日か ら平成31年3月31日ま で適用する料金</u>	1回線 ごとに	第6欄ア(7)①C欄 に規定する料金額
		④ <u>平成31年4月1日 以降に適用する料金</u>	1回線 ごとに	第6欄ア(7)①D欄 に規定する料金額							
		(イ) 保 守の区 別がタ イプ1 -2の もの	(略)	① <u>平成28年4月1日か ら平成29年3月31日ま で適用する料金</u>	1回線 ごとに	第6欄ア(7)②A欄 に規定する料金額					
				② <u>平成29年4月1日か ら平成30年3月31日ま で適用する料金</u>	1回線 ごとに	第6欄ア(7)②B欄 に規定する料金額					
		(イ) 保 守の区 別がタ イプ1 -2の もの	(略)	③ <u>平成30年4月1日か ら平成31年3月31日ま で適用する料金</u>	1回線 ごとに	第6欄ア(7)②C欄 に規定する料金額					
				④ <u>平成31年4月1日 以降に適用する料金</u>	1回線 ごとに	第6欄ア(7)②D欄 に規定する料金額					

		(ウ) (7) (イ) 以外のもの	① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③A欄に規定する料金額	
			② 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③B欄に規定する料金額	
エ 2	芯式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに		6,244円
			② 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに		5,832円
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに		6,244円
			② 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに		5,832円

		(ウ) (7) (イ) 以外のもの	① 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③A欄に規定する料金額	
			② 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③B欄に規定する料金額	
			③ 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③C欄に規定する料金額	
			④ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③D欄に規定する料金額	
エ 2	芯式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに		5,930円
			② 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに		5,484円
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	③ 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに		5,252円
			④ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに		4,550円
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに		5,930円
			② 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに		5,484円
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	③ 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに		5,252円
			④ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに		4,550円

		(ウ) (7)(イ) 以外 のもの	① 平成27年4月1日か ら平成28年3月31日ま で適用する料金	1回線 ごとに	6,431円	
			② 平成28年4月1日以 降に適用する料金	1回線 ごとに	6,007円	
(4)～ (4)-2 (略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(5) 端 末回 線伝 送機 能(第 5条 (標 準的 な接 続箇 所)第 1項 の表 中第 2- 3欄 で接 続す る場 合)	ア (略)	(略)		(略)	(略)	(略)
	イ 端末回線により伝送を行 う機能(1.536Mbit/sの符号 伝送が可能なものに限ります。)	(7) 保守の区別 がタイプ1-1 のもの	1回線 ごとに	4,716円		
		(イ) 保守の区別 がタイプ1-2 のもの	1回線 ごとに	4,716円		

		(ウ) (7)(イ) 以外 のもの	① 平成28年4月1日か ら平成29年3月31日ま で適用する料金	1回線 ごとに	6,108円	
			② 平成29年4月1日か ら平成30年3月31日ま で適用する料金	1回線 ごとに	5,649円	
			③ 平成30年4月1日か ら平成31年3月31日ま で適用する料金	1回線 ごとに	5,410円	
			④ 平成31年4月1日以 降に適用する料金	1回線 ごとに	4,687円	
(4)～ (4)-2 (略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(5) 端 末回 線伝 送機 能(第 5条 (標 準的 な接 続箇 所)第 1項 の表 中第 2- 3欄 で接 続す る場 合)	ア (略)	(略)		(略)	(略)	(略)
	イ 端末回線により伝送を行 う機能(1.536Mbit/sの符号 伝送が可能なものに限ります。)	(7) 保守の区別 がタイプ1-1 のもの	1回線 ごとに	5,376円		
		(イ) 保守の区別 がタイプ1-2 のもの	1回線 ごとに	5,376円		

(6) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項中第1～3欄で接続する場合）	ア 光信号端末回線（光局外スリッパを含まないものにより1芯にて伝送を行う機能）	(7) 光回線設備接続モジュール（光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。）においてフィルタ（保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。）を利用する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,122円	
			B 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,916円		
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,122円	
			B 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,916円		

(6) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項中第1～3欄で接続する場合）	ア 光信号端末回線（光局外スリッパを含まないものにより1芯にて伝送を行う機能）	(7) 光回線設備接続モジュール（光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。）においてフィルタ（保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。）を利用する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,965円	
			B 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,742円		
			C 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,626円		
			D 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,275円		
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,965円	
			B 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,742円		
			C 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,626円		
			D 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,275円		

			③ ①②以外のもの	A 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,216円	
				B 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	3,003円	
	(イ) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,122円		
			B 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,916円		

			③ ①②以外のもの	A 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,054円	
				B 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,824円	
				C 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,705円	
				D 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,343円	
	(イ) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,965円		
			B 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,742円		
			C 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,626円		
			D 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,275円		

			② 保守の 区別がタイプ1- 2のもの	A 平成27年4月1 日から平成28年3 月31日まで適用す る料金	1回線ご とに	3,122円	
				B 平成28年4月1 日以降に適用する 料金	1回線ご とに	2,916円	
			③ ①②以 外のもの	A 平成27年4月1 日から平成28年3 月31日まで適用す る料金	1回線ご とに	3,216円	
				B 平成28年4月1 日以降に適用する 料金	1回線ご とに	3,003円	

			② 保守の 区別がタイプ1- 2のもの	A 平成28年4月1 日から平成29年3 月31日まで適用す る料金	1回線ご とに	2,965円	
				B 平成29年4月1 日から平成30年3 月31日まで適用す る料金	1回線ご とに	2,742円	
				C 平成30年4月1 日から平成31年3 月31日まで適用す る料金	1回線ご とに	2,626円	
				D 平成31年4月1 日以降に適用する 料金	1回線ご とに	2,275円	
			③ ①②以 外のもの	A 平成28年4月1 日から平成29年3 月31日まで適用す る料金	1回線ご とに	3,054円	
				B 平成29年4月1 日から平成30年3 月31日まで適用す る料金	1回線ご とに	2,824円	
				C 平成30年4月1 日から平成31年3 月31日まで適用す る料金	1回線ご とに	2,705円	
				D 平成31年4月1 日以降に適用する 料金	1回線ご とに	2,343円	



イ 光信号主端末回線 (光局外スプリッタを含むものに限り、) により1芯にて伝送を行う機能	(7) 保守 の区別が タイプ1 -1のもの	① <u>平成27年4月1日</u> から <u>平成28年3月31日</u> まで適用する料金	1回線ごと	<u>2,929円</u>	
		② <u>平成28年4月1日</u> 以降に適用する料金	1回線ごと	<u>2,743円</u>	
	(4) 保守 の区別が タイプ1 -2のもの	① <u>平成27年4月1日</u> から <u>平成28年3月31日</u> まで適用する料金	1回線ごと	<u>2,929円</u>	
		② <u>平成28年4月1日</u> 以降に適用する料金	1回線ごと	<u>2,743円</u>	

イ 光信号主端末回線 (光局外スプリッタを含むものに限り、) により1芯にて伝送を行う機能	(7) 保守 の区別が タイプ1 -1のもの	① <u>平成28年4月1日</u> から <u>平成29年3月31日</u> まで適用する料金	1回線ごと	<u>2,675円</u>	
		② <u>平成29年4月1日</u> から <u>平成30年3月31日</u> まで適用する料金	1回線ごと	<u>2,474円</u>	
		③ <u>平成30年4月1日</u> から <u>平成31年3月31日</u> まで適用する料金	1回線ごと	<u>2,368円</u>	
		④ <u>平成31年4月1日</u> 以降に適用する料金	1回線ごと	<u>2,036円</u>	
	(4) 保守 の区別が タイプ1 -2のもの	① <u>平成28年4月1日</u> から <u>平成29年3月31日</u> まで適用する料金	1回線ごと	<u>2,675円</u>	
		② <u>平成29年4月1日</u> から <u>平成30年3月31日</u> まで適用する料金	1回線ごと	<u>2,474円</u>	
		③ <u>平成30年4月1日</u> から <u>平成31年3月31日</u> まで適用する料金	1回線ごと	<u>2,368円</u>	
		④ <u>平成31年4月1日</u> 以降に適用する料金	1回線ごと	<u>2,036円</u>	

		(ウ) (ア)(イ)以外のもの	① <u>平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金</u>	1回線ごとに	3,012円	
			② <u>平成28年4月1日以降に適用する料金</u>	1回線ごとに	2,821円	
(7) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

		(ウ) (ア)(イ)以外のもの	① <u>平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金</u>	1回線ごとに	2,750円	
			② <u>平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金</u>	1回線ごとに	2,543円	
			③ <u>平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金</u>	1回線ごとに	2,434円	
			④ <u>平成31年4月1日以降に適用する料金</u>	1回線ごとに	2,092円	
(7) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(8) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5-2欄で接続する場合）	端末回線を収容する伝送装置（端末回線を終端するための装置に限ります。）及び端末回線により伝送を行う機能	3Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>7,175円</u>
		6Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>9,927円</u>
		9Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>10,873円</u>
		12Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>11,905円</u>
		15Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>12,851円</u>
		18Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>13,883円</u>
		21Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>14,915円</u>
		24Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>15,861円</u>
		27Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>16,893円</u>
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>17,839円</u>
		33Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>18,871円</u>
		36Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>19,903円</u>

(8) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5-2欄で接続する場合）	端末回線を収容する伝送装置（端末回線を終端するための装置に限ります。）及び端末回線により伝送を行う機能	3Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>9,043円</u>
		6Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>13,166円</u>
		9Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>14,629円</u>
		12Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>16,092円</u>
		15Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>17,422円</u>
		18Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>18,885円</u>
		21Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>20,348円</u>
		24Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>21,811円</u>
		27Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>23,274円</u>
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>24,737円</u>
		33Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>26,200円</u>
		36Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>27,663円</u>

2-1-1-1の2 複数年段階料金を適用する場合の基本料

				月額		
区分		単位	料金額	備考		
端末回線 伝送機能 (第5条 (標準的 な接続箇 所)第1 項の表中 第1-3 欄で接続 する場 合)	光信号主端末 回線(光局外ス プリッタを含 むものに限り 1芯にて伝送 を行う機能	ア 保 守の区 別がタ イプ1 -1の もの	(7) 平成27 年4月1 日から平 成28年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	2,361円	接続開始日から、1 年未満の場合に適用 します。
			1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)① 欄に規定する料 金額	接続開始日から、1 年以上2年未満の場 合に適用します。	
			1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)① 欄に規定する料 金額に、491円を 加算した料金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の場 合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる491円のうち、479円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
			(イ) 平成28 年4月1 日から平 成29年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)② 欄に規定する料 金額	接続開始日から、1 年以上2年未満の場 合に適用します。
			1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)② 欄に規定する料 金額に、502円を 加算した料金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の場 合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる502円のうち、491円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
			(ウ) 平成29 年4月1 日以降に 適用する 料金	1回線 ごとに	平成29年4月1 日以降に適用す る2-1-1-1 第6欄イ(7) 欄に規定する料 金額に、580円を 加算した料金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の場 合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる580円のうち、568円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

2-1-1-1の2 複数年段階料金を適用する場合の基本料

				月額		
区分		単位	料金額	備考		
端末回線 伝送機能 (第5条 (標準的 な接続箇 所)第1 項の表中 第1-3 欄で接続 する場 合)	光信号主端末 回線(光局外ス プリッタを含 むものに限り 1芯にて伝送 を行う機能	ア 保 守の区 別がタ イプ1 -1の もの	(7) 平成28 年4月1 日から平 成29年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	2,172円	接続開始日から、1 年未満の場合に適用 します。
			1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)① 欄に規定する料 金額	接続開始日から、1 年以上2年未満の場 合に適用します。	
			1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)① 欄に規定する料 金額に、502円を 加算した料金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の場 合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる502円のうち、491円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
			(イ) 平成29 年4月1 日から平 成30年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)② 欄に規定する料 金額	接続開始日から、1 年以上2年未満の場 合に適用します。
			1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)② 欄に規定する料 金額に、580円を 加算した料金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の場 合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる580円のうち、568円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
			(ウ) 平成30 年4月1 日から平 成31年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(7)③ 欄に規定する料 金額に、513円を 加算した料金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の場 合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる513円のうち、503円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

イ 保守 の区 別が タイ プ1 -2 の もの	(7) <u>平成27 年4月1 日から平 成28年3 月31日ま で適用す る料金</u>	1回線 ごとに	2,361円	接続開始日から、1 年未満の場合に適用 します。
		1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ)① 欄に規定する料 金額	接続開始日から、1 年以上2年未満の場 合に適用します。
		1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ)① 欄に規定する料 金額に、491円を 加算した料金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の場 合に適用します。ま た、料金表通則の規 定にかかわらず左欄 に掲げる491円のうち、 479円にのみ消費 税相当額を加算する ものとします。
	(イ) <u>平成28 年4月1 日から平 成29年3 月31日ま で適用す る料金</u>	1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ)② 欄に規定する料 金額	接続開始日から、1 年以上2年未満の場 合に適用します。
		1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ)② 欄に規定する料 金額に、502円を 加算した料金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の場 合に適用します。ま た、料金表通則の規 定にかかわらず左欄 に掲げる502円のうち、 491円にのみ消費 税相当額を加算する ものとします。
	(ウ) <u>平成29 年4月1 日以降に 適用する 料金</u>	1回線 ごとに	<u>平成29年4月1 日以降に適用す る2-1-1-1 第6欄イ(イ) 欄に規定する料 金額に、580円を 加算した料金額</u>	接続開始日から、2 年以上3年未満の場 合に適用します。ま た、料金表通則の規 定にかかわらず左欄 に掲げる580円のうち、 568円にのみ消費 税相当額を加算する ものとします。

イ 保守 の区 別が タイ プ1 -2 の もの	(7) <u>平成28 年4月1 日から平 成29年3 月31日ま で適用す る料金</u>	1回線 ごとに	2,172円	接続開始日から、1 年未満の場合に適用 します。
		1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ)① 欄に規定する料 金額	接続開始日から、1 年以上2年未満の場 合に適用します。
		1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ)① 欄に規定する料 金額に、502円を 加算した料金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の場 合に適用します。ま た、料金表通則の規 定にかかわらず左欄 に掲げる502円のうち、 491円にのみ消費 税相当額を加算する ものとします。
	(イ) <u>平成29 年4月1 日から平 成30年3 月31日ま で適用す る料金</u>	1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ)② 欄に規定する料 金額	接続開始日から、1 年以上2年未満の場 合に適用します。
		1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ)② 欄に規定する料 金額に、580円を 加算した料金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の場 合に適用します。ま た、料金表通則の規 定にかかわらず左欄 に掲げる580円のうち、 568円にのみ消費 税相当額を加算する ものとします。
	(ウ) <u>平成30 年4月1 日から平 成31年3 月31日ま で適用す る料金</u>	1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(イ)③ 欄に規定する料 金額に、513円を 加算した料金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の場 合に適用します。ま た、料金表通則の規 定にかかわらず左欄 に掲げる513円のうち、 503円にのみ消費 税相当額を加算する ものとします。

		ウ ア イ 以 外 の もの	(7) 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,428円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
			1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
			1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)①欄に規定する料金額に、505円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる505円のうち、493円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
		(イ) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
		1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)②欄に規定する料金額に、517円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる517円のうち、505円にのみ消費税相当額を加算するものとします。		
		(ウ) 平成29年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	平成29年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、596円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる596円のうち、584円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	

		ウ ア イ 以 外 の もの	(7) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,233円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
			1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
			1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)①欄に規定する料金額に、517円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる517円のうち、505円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
		(イ) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
		1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)②欄に規定する料金額に、596円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる596円のうち、584円にのみ消費税相当額を加算するものとします。		
		(ウ) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(ウ)③欄に規定する料金額に、527円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる527円のうち、517円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	

2-1-1-2 加算料

				月額			
区分				単位	料金額	備考	
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料				(略)	(略)	(略)	
イ 1 芯式のもの	(7) (イ) 以外のもの	① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごと	(イ)①欄に規定する料金額			
		② 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごと	(イ)②欄に規定する料金額			
	(イ) 2-1-1-1第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの	① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごと		170円		
			② 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごと		156円	
		ウ 2芯式のもの	(7) 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごと		340円	
			(イ) 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごと		312円	

2-1-1-2 加算料

				月額			
区分				単位	料金額	備考	
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料				(略)	(略)	(略)	
イ 1 芯式のもの	(7) (イ) 以外のもの	① 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごと	(イ)①欄に規定する料金額			
		② 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごと	(イ)②欄に規定する料金額			
		③ 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごと	(イ)③欄に規定する料金額			
		④ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごと	(イ)④欄に規定する料金額			
	(イ) 2-1-1-1第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの	① 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごと		198円		
			② 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごと		193円	
		③ 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごと		192円		
			④ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごと		183円	
		ウ 2芯式のもの	(7) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごと		396円	
			(イ) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごと		386円	
(ウ) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごと			384円			
(イ) 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごと			366円			

(2) 2-1-1 -1-1 第2欄ウ 欄又は第 6欄イ欄 に規定す る機能に 係る加算 料	ア 光 信 号 分 岐 端 末 回 線 に 係 る 加 算 料	(7) 当社の光屋内配線 (主として一戸建て の建物に設置される 形態により設置する ものに限ります。) を利用するもの	① 保守の 区別がタイ プ1-1のもの	1光信号 分岐端末 回線ごと に	275円	73円
			② 保守の 区別がタイ プ1-2のもの	1光信号 分岐端末 回線ごと に	275円	73円
			③ ①②以 外のもの	1光信号 分岐端末 回線ごと に	283円	75円
	(イ) 当 社の 光 屋 内 配 線 (主 と し て 一 戸 建 て の 建 物 に 設 置 さ れ る 形 態 に よ り 設 置 す る も の に 限 り ま す。) を 利 用 し な い も の	① 当社が 設置した 光信号分 岐端末回 線収容キ ャビネッ ト等にそ の光信号 分岐端末 回線が収 容等され ているも の	A 保守の区 別がタイ プ1-1 のもの	1光信号 分岐端末 回線ごと に	278円	73円
			B 保守の 区別がタイ プ1-2のもの	1光信号 分岐端末 回線ごと に	278円	73円
			C AB以外の もの	1光信号 分岐端末 回線ごと に	286円	75円
		② 協定事 業者が設 置した光 信号分岐 端末回線 収容キャ ビネット 等にその 光信号分 岐端末回 線が収容 等されて いるもの	A 保守の区 別がタイ プ1-1 のもの	1光信号 分岐端末 回線ごと に	274円	73円
			B 保守の 区別がタイ プ1-2のもの	1光信号 分岐端末 回線ごと に	274円	73円
			C AB以外の もの	1光信号 分岐端末 回線ごと に	282円	75円

(2) 2-1-1 -1-1 第2欄ウ 欄又は第 6欄イ欄 に規定す る機能に 係る加算 料	ア 光 信 号 分 岐 端 末 回 線 に 係 る 加 算 料	(7) 当社の光屋内配線 (主として一戸建て の建物に設置される 形態により設置する ものに限ります。) を利用するもの	① 保守の 区別がタイ プ1-1のもの	1光信号 分岐端末 回線ごと に	405円	94円
			② 保守の 区別がタイ プ1-2のもの	1光信号 分岐端末 回線ごと に	405円	94円
			③ ①②以 外のもの	1光信号 分岐端末 回線ごと に	417円	97円
	(イ) 当 社の 光 屋 内 配 線 (主 と し て 一 戸 建 て の 建 物 に 設 置 さ れ る 形 態 に よ り 設 置 す る も の に 限 り ま す。) を 利 用 し な い も の	① 当社が 設置した 光信号分 岐端末回 線収容キ ャビネッ ト等にそ の光信号 分岐端末 回線が収 容等され ているも の	A 保守の区 別がタイ プ1-1 のもの	1光信号 分岐端末 回線ごと に	412円	94円
			B 保守の 区別がタイ プ1-2のもの	1光信号 分岐端末 回線ごと に	412円	94円
			C AB以外の もの	1光信号 分岐端末 回線ごと に	424円	97円
		② 協定事 業者が設 置した光 信号分岐 端末回線 収容キャ ビネット 等にその 光信号分 岐端末回 線が収容 等されて いるもの	A 保守の区 別がタイ プ1-1 のもの	1光信号 分岐端末 回線ごと に	404円	94円
			B 保守の 区別がタイ プ1-2のもの	1光信号 分岐端末 回線ごと に	404円	94円
			C AB以外の もの	1光信号 分岐端末 回線ごと に	416円	97円



イ 光信号主端末回線に係る加算料	(7) 保守の別がタイプ1-1のもの	① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,929円
		② 平成28年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,743円
	(イ) 保守の別がタイプ1-2のもの	① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,929円
		② 平成28年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,743円
	(ウ) (7)(イ)以外のもの	① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	3,012円

イ 光信号主端末回線に係る加算料	(7) 保守の別がタイプ1-1のもの	① 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,675円
		② 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,474円
		③ 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,368円
		④ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,036円
	(イ) 保守の別がタイプ1-2のもの	① 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,675円
		② 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,474円
		③ 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,368円
		④ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,036円
	(ウ) (7)(イ)以外のもの	① 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,750円

			② 平成28年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,821円	
--	--	--	----------------------	---------------	--------	--

			② 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,543円	
			③ 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,434円	
			④ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,092円	

2-1-1-2の2 複数年段階料金を適用する場合の加算料

月額

区 分				単 位	料金額	備考
2-1-1-1第2欄ウに規定する機能に係る加算料	光信号主端末回線に係る加算料	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	(7) 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,361円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)①欄に規定する料金額に、491円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる491円のうち、479円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(4) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)②欄に規定する料金額に、502円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる502円のうち、491円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(7) 平成29年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成29年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(7)欄に規定する料金額に、580円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる580円のうち、568円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

2-1-1-2の2 複数年段階料金を適用する場合の加算料

月額

区 分				単 位	料金額	備考
2-1-1-1第2欄ウに規定する機能に係る加算料	光信号主端末回線に係る加算料	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	(7) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,172円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)①欄に規定する料金額に、502円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる502円のうち、479円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(4) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)②欄に規定する料金額に、580円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる580円のうち、568円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(7) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)③欄に規定する料金額に、513円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる513円のうち、503円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

		イ 保守 の区 別が タイ プ1 ー2 の もの	(7) 平成 27年4 月1日 から平 成28年 3月31 日まで 適用す る料金	1 光 信 号 主 端 末 回 線 ごとに	2,361円	接続開始日から、1年 未満の場合に適用しま す。
				1 光 信 号 主 端 末 回 線 ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)①欄 に規定する料金 額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します。
				1 光 信 号 主 端 末 回 線 ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)①欄 に規定する料金 額に、491円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 491円のうち、479円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。
			(イ) 平成 28年4 月1日 から平 成29年 3月31 日まで 適用す る料金	1 光 信 号 主 端 末 回 線 ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)②欄 に規定する料金 額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します。
				1 光 信 号 主 端 末 回 線 ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)②欄 に規定する料金 額に、502円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 502円のうち、491円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。
			(ウ) 平成 29年4 月1日 以降に 適用す る料金	1 光 信 号 主 端 末 回 線 ごとに	平成29年4月1 日以降に適用す る2-1-1- 2第2欄イ(イ)欄 に規定する料金 額に、580円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 580円のうち、568円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。

		イ 保守 の区 別が タイ プ1 ー2 の もの	(7) 平成 28年4 月1日 から平 成29年 3月31 日まで 適用す る料金	1 光 信 号 主 端 末 回 線 ごとに	2,172円	接続開始日から、1年 未満の場合に適用しま す。
				1 光 信 号 主 端 末 回 線 ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)①欄 に規定する料金 額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します。
				1 光 信 号 主 端 末 回 線 ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)①欄 に規定する料金 額に、502円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 502円のうち、479円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。
			(イ) 平成 29年4 月1日 から平 成30年 3月31 日まで 適用す る料金	1 光 信 号 主 端 末 回 線 ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)②欄 に規定する料金 額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します。
				1 光 信 号 主 端 末 回 線 ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)②欄 に規定する料金 額に、580円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 580円のうち、568円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。
			(ウ) 平成 30年4 月1日 から平 成31年 3月31 日まで 適用す る料金	1 光 信 号 主 端 末 回 線 ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(イ)③欄 に規定する料金 額に、513円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 513円のうち、503円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。

	ウ アイ 以外の もの	(7) 平成 27年4 月1日 から平 成28年 3月31 日まで 適用す る料金	1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2,428円	接続開始日から、1年 未満の場合に適用しま す。
			1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)①欄 に規定する料金 額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します。
			1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)①欄 に規定する料金 額に、505円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 505円のうち493円にの み消費税相当額を加算 するものとします。
		(イ) 平成 28年4 月1日 から平 成29年 3月31 日まで 適用す る料金	1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)②欄 に規定する料金 額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します。
			1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)②欄 に規定する料金 額に、517円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 517円のうち、505円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。
		(ウ) 平成 29年4 月1日 以降に 適用す る料金	1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	平成29年4月1 日以降に適用す る2-1-1- 2第2欄イ(ウ)欄 に規定する料金 額に、596円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 596円のうち、584円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。

	ウ アイ 以外の もの	(7) 平成 28年4 月1日 から平 成29年 3月31 日まで 適用す る料金	1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2,233円	接続開始日から、1年 未満の場合に適用しま す。
			1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)①欄 に規定する料金 額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します。
			1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)①欄 に規定する料金 額に、517円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 517円のうち505円にの み消費税相当額を加算 するものとします。
		(イ) 平成 29年4 月1日 から平 成30年 3月31 日まで 適用す る料金	1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)②欄 に規定する料金 額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します。
			1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)②欄 に規定する料金 額に、596円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 596円のうち、584円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。
		(ウ) 平成 30年4 月1日 から平 成31年 3月31 日まで 適用す る料金	1 光 信 号 主 端 末 回 線ごとに	2-1-1-2 第2欄イ(ウ)③欄 に規定する料金 額に、527円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 527円のうち、517円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。

第2 網改造料

2 料金額

(略)

2-1の2 個別管理対象設備を更改又は利用中止する場合の料金額

(略)

(1) (略)

(2) (略)

ア～イ (略)

ウ 転用物品価額は、次の算出式により算定します。

$$\text{転用物品価額} = (\text{取得固定資産価額} - \text{当該設備の定率法による償却累計額}) \times \text{物品費} / \text{取得固定資産価額}$$

この場合において、取得固定資産価額は、2-1に規定する設備管理運営費工(イ)と(オ)の合計とします。

第2表 工事費及び手続費

第2 手続費

2 手続費の額

2-1 手続費

区 分		単 位	手続費の額	備 考
(1)～(24) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(25) 光配線区域情報調査費	第99条の6 (光回線設備に係る情報の提供) 第3項の規定により、当社が光配線区域に係る情報を提供する場合に要する費用	ア (略)	(略)	(略)
		イ 第2号に規定する光配線区域の外縁に位置している電柱等の座標に係る情報を提供する場合に要する費用	1 通信用建物ごとに	(略)
		ウ (略)	(略)	(略)

第2 網改造料

2 料金額

(略)

2-1の2 個別管理対象設備を更改又は利用中止する場合の料金額

(略)

(1) (略)

(2) (略)

ア～イ (略)

ウ 転用物品価額は、次の算出式により算定します。

$$\text{転用物品価額} = (\text{取得固定資産価額} - \text{当該設備の償却累計額}) \times \text{物品費} / \text{取得固定資産価額}$$

この場合において、取得固定資産価額は、2-1に規定する設備管理運営費工(イ)と(オ)の合計とします。

第2表 工事費及び手続費

第2 手続費

2 手続費の額

2-1 手続費

区 分			単 位	手続費の額	備 考
(1)～(24) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(25) 光配線区域情報調査費	第99条の6 (光回線設備に係る情報の提供) 第3項の規定により、当社が光配線区域に係る情報を提供する場合に要する費用	ア (略)	(略)	(略)	(略)
		イ 第2号に規定する光配線区域に設置されている全ての電柱等の座標に係る情報を提供する場合に要する費用	1 通信用建物ごとに	(略)	(略)
		ウ (略)	(略)	(略)	(略)

第4表 光信号引込等設備に係る負担額

第1 光信号引込等設備の維持等に係る負担額

1 (略)

2 負担額

区分		単位	負担額	備考
(1) 光信号引込等設備維持負担額	当社が光信号引込等設備を維持等するために要する負担額	1 光信号引込等設備ごとに月額	194 円	—
	(7) 当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するもの）が設置されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	199 円	
	(4) 当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するもの）が設置されていないもの	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号引込等設備が収容等されているもの ② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号引込等設備が収容等されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	

別表4 違約金

第6 複数年段階料金を適用した光信号主端末回線との接続の終了に係る違約金

区分	違約金の額
接続申込者が、第34条の13（複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱）第4項に規定する、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を終了した場合の違約金	接続を終了した日（以下、この表において「終了日」といいます。）から、接続を開始して1年が経過する日までの期間に対応する、料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄に掲げる料金額に、接続を開始した日から終了日の前日までの期間に対応する、2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄から2-1-1-1の2又は2-1-1-2の2を減じた額（以下、この表において「低減額」といいます。）及び当該低減額について、接続を開始した日から終了日の前日までの日数に対応する利息（年1.01%の割合で計算し、複利計算を行うもの）とします。以下、この表において同じとします。）を加算した額
(2)～(3) (略)	(略)

第4表 光信号引込等設備に係る負担額

第1 光信号引込等設備の維持等に係る負担額

1 (略)

2 負担額

区分		単位	負担額	備考
(1) 光信号引込等設備維持負担額	当社が光信号引込等設備を維持等するために要する負担額	1 光信号引込等設備ごとに月額	187 円	—
	(7) 当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するもの）が設置されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	191 円	
	(4) 当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するもの）が設置されていないもの	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号引込等設備が収容等されているもの ② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号引込等設備が収容等されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	

別表4 違約金

第6 複数年段階料金を適用した光信号主端末回線との接続の終了に係る違約金

区分	違約金の額
接続申込者が、第34条の13（複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱）第4項に規定する、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を終了した場合の違約金	接続を終了した日（以下、この表において「終了日」といいます。）から、接続を開始して1年が経過する日までの期間に対応する、料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄に掲げる料金額に、接続を開始した日から終了日の前日までの期間に対応する、2-1-1-1第6欄イ欄又は2-1-1-2第2欄イ欄から2-1-1-1の2又は2-1-1-2の2を減じた額（以下、この表において「低減額」といいます。）及び当該低減額について、接続を開始した日から終了日の前日までの日数に対応する利息（年1.00%の割合で計算し、複利計算を行うもの）とします。以下、この表において同じとします。）を加算した額
(2)～(3) (略)	(略)

附 則（平成22年7月30日東相制第10-56号）

（実施時期）

1 （略）

（経過措置）

2 （略）

（1）-1 端末回線伝送機能 （基本料）

区 分				単位	料金額	月額 備考
端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5欄で接続する場合）	端末回線により伝送を行う機能	4芯式の	ア <u>平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金</u>	1回線ごとに	12,863円	—
			イ <u>平成28年4月1日以降に適用する料金</u>	1回線ごとに	12,014円	

附 則（平成22年7月30日東相制第10-56号）

（実施時期）

1 （略）

（経過措置）

2 （略）

（1）-1 端末回線伝送機能 （基本料）

区 分				単位	料金額	月額 備考
端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5欄で接続する場合）	端末回線により伝送を行う機能	4芯式の	ア <u>平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金</u>	1回線ごとに	12,216円	—
			イ <u>平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金</u>	1回線ごとに	11,297円	
			ウ <u>平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金</u>	1回線ごとに	10,819円	
			エ <u>平成31年4月1日以降に適用する料金</u>	1回線ごとに	9,373円	



## (1)-2 端末回線伝送機能 (加算料)

区 分		単位	料金額	月額備考
専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	4 芯式のもの	ア 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 回線ごとに 680 円	—
		イ 平成28年4月1日以降に適用する料金	1 回線ごとに 624 円	

附 則 (平成 26 年 4 月 9 日東相制第 13-105 号)

1～3 (略)

(網使用料の算定に係る措置)

4 当社は、この改正規定に係る端末回線伝送機能の網使用料(平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで適用するものに限り、)について、原価の実績値と収入の実績値との差額が発生した場合は、その都度速やかにそれ以降に適用される網使用料の原価に当該差額を加えて当該網使用料を変更する措置を講じるものとします。

## (1)-2 端末回線伝送機能 (加算料)

区 分		単位	料金額	月額備考
専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	4 芯式のもの	ア 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1 回線ごとに 792 円	—
		イ 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1 回線ごとに 772 円	
		ウ 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 回線ごとに 768 円	
		エ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1 回線ごとに 732 円	

附 則 (平成 26 年 4 月 9 日東相制第 13-105 号)

1～3 (略)

(網使用料の算定に係る措置)

4 当社は、この改正規定に係る端末回線伝送機能の網使用料(平成 26 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで適用するものに限り、)について、原価の実績値と収入の実績値との差額が発生した場合は、その都度速やかにそれ以降に適用される網使用料の原価に当該差額を加えて当該網使用料を変更する措置を講じるものとします。

附 則

(実施時期)

1 この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施し、料金表(第 2 表(工事費及び手続費)に係るものを除きます。)、別表 4(違約金)、附則(平成 22 年 7 月 30 日東相制第 10-56 号)及び第 2 項から第 5 項までに係るものについては、平成 28 年 4 月 1 日に遡及して適用します。また、第 6 項に係るものについては、平成 32 年 3 月 31 日までの間に限り適用するものとします。

(網使用料の算定に係る措置)

2 当社は、この改正規定に係る端末回線伝送機能について、この改正規定実施前に適用した網使用料の原価の実績値(平成 27 年度については、直近までの期間の実績値を基礎として合理的な予測に基づき算定した値とします。以下この項において同じとします。)と収入の実績値との差額(以下この附則において「前期差額」といいます。)を、この改正規定実施以降に適用される網使用料の原価に加えて算定するものとします。

3 当社は、この改正規定に係る平成 27 年度における網使用料の原価の実績値と収入の実績値の差額が発生した場合であって、当該差額と前期差額(平成 27 年度に係るものに限り、)との差額が発生したときは、

速やかに前項の料金額の算定に用いた原価にその差額を加えてそれ以降に適用される網使用料を変更する措置を講じるものとします。

4 当社は、この改正規定に係る端末回線伝送機能の網使用料（平成28年4月1日から平成32年3月31日まで適用するものに限り、）について、原価の実績値と収入の実績値との差額が発生した場合は、その都度速やかにそれ以降に適用される網使用料の原価に当該差額を加えて当該網使用料を変更する措置を講じるものとします。

5 当社は、前2項の規定に基づく網使用料の算定を行うことにより、当該網使用料の水準に急激な変動が生じるおそれがあるときは、前2項の規定にかかわらず、前2項に規定する差額を複数の算定期間に分けて原価に加えるなど、当該変動を緩和するための措置を講じるものとします。

（光信号主端末回線の接続料の一部支払延期）

6 光信号主端末回線と接続している協定事業者（当該接続に係る接続申込者を含みます。以下この附則において同じとします。）は、各事業年度に適用する端末回線伝送機能2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に掲げる1回線あたりの料金額と2-1-1-2第2欄ア(ア)欄に掲げる1光信号分岐端末あたりの料金額の合計（以下この附則において「基準接続料」といいます。）が各事業年度の前事業年度に適用した基準接続料に比して上昇した場合、光信号主端末回線の接続料の一部支払延期（以下この附則において「支払延期」といいます。）を、当該事業年度に適用する光信号主端末回線の接続料に係るこの約款の改正規定の実施日から1ヶ月後（当該接続に係る接続申込者については、当該事業年度における光信号主端末回線の接続料に係る接続約款の改正規定の実施日の1ヶ月後又は光信号主端末回線の接続開始日を含む月の末日のいずれか遅い日とします。）までに、当社に申込みすることができます。

7 当社は、前項に規定する申込みがあったときは、協定事業者が当該事業年度の初日において現に支払延期を行っている場合を除き、承諾します。

8 協定事業者（前項の承諾を受けた協定事業者をいいます。以下この附則において同じとします。）が支払延期を行う期間（以下この附則において「支払延期期間」といいます。）は、当該事業年度の初日（当該接続に係る接続申込者については、光信号主端末回線の接続開始日）から協定事業者が支払延期額（支払延期により当社が一時的に支払いを猶予している金額をいいます。以下この附則において同じとします。）及びそれに係る利息（各事業年度に適用する実績原価方式の接続料の算定に用いる、当社の有利子負債に対する利子率により計算するものとします。以下この附則において同じとします。）の全部を当社に支払うまでとします。

9 当社は、支払延期期間において、協定事業者が接続する全ての光信号主端末回線（ただし、複数段階料金を適用しているものを除きます。以下この附則において同じとします。）を支払延期するものとします。

10 協定事業者は、支払延期期間の各暦月において、光信号主端末回線（前項で支払延期の適用を受けたものをいいます。）の接続料の総額から、以下の各号の金額を加算又は減算した金額を支払うものとします。

(1) 当該事業年度の基準接続料が支払延期開始の前事業年度の基準接続料に比して上昇した場合

当該事業年度の基準接続料から支払延期開始の前事業年度の基準接続料を差し引いた接続料（ただし、差し引いた割合は、2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に掲げる1回線あたりの料金額における電柱・土木設備に係る実績原価の割合を超えないものとします。）に、前月末時点と当月末時点の光信号主端末回線数を合計して2で除したものを乗じた金額を減算

(2) 当該事業年度の基準接続料が支払延期開始の前事業年度の基準接続料に比して低下した場合

支払延期開始の前事業年度の基準接続料から当該事業年度の基準接続料を差し引いた接続料に、前月末時点と当月末時点の光信号主端末回線数を合計して2で除したものを乗じた金額を加算

11 協定事業者は、支払延期期間に全ての光信号主端末回線の接続を終了した場合は、支払延期額及びそれに係る利息の全部を当社に支払うことを要します。